

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までのうち、約17年2か月にわたり坑夫として、トンネル掘削工事に従事していた。

被災者は、トンネル掘削の粉じん作業によりじん肺となり、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理2」、合併症「続発性気管支炎」の決定を受け、A建設株式会社B支店が元請事業場であったC県D郡所在の県道路トンネル掘削工事現場（粉じん作業に従事した最終事業場）を管轄する監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。

被災者は、E病院において、じん肺症の療養を開始し、その後、F病院に転医して療養を行っていたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院で死亡した。死亡診断書の直接死因は「じん肺症」であった。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をし

たが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡原因はATLであるとされているが、ATLは退院できるほど軽快したにもかかわらず、死亡するに至ったのは長年のじん肺症の療養で体力等が低下していたことによるものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) ATL発症の原因は、ヒトレトロウイルスに属するヒトTリンパ好性ウイルス（HTLV-1）感染であり、慢性型、くすぶり型、リンパ腫型、急性型の4病型に分類されているが、被災者が最終的に患した急性型の生命予後は極めて不良とされている。

ATLにおいては、しばしば腫瘍細胞から副甲状腺ホルモン関連蛋白（PTH-related protein）が産生・分泌されるために、そのホルモン作用である骨から血中へのカルシウム動員及び腎臓におけるカルシウム再吸収が亢進し、高カルシウム血症を合併する。被災者においても 17.0 mg/dl の高カルシウム血症が認められ、その程度は高カルシウム血症性クリーゼ（傾眠・昏睡）を生じるとされる 16.0 mg/dl を上回るほど高度であり、被災者に発症したATLが重症であったことを裏付けるものとする。したがって、じん肺症が被災者の生命予後に影響を与えたとしても、その影響はごく

わずかであると思料する。

(3) 被災者の死亡原因とじん肺との関係についての各医師の所見をみると、次のとおりである。

ア G医師は、死亡診断書において、直接死因をじん肺症としているが、平成〇年〇月〇日付け意見書において、①「じん肺を基礎疾患として重症肺炎を併発し死亡」と述べていることから、肺炎とじん肺を一体として捉えているものと推定され、この点、②平成〇年〇月頃より労作時呼吸困難及び喘鳴が顕著となり、同年〇月には肺炎にて入院治療を要し、その後も感染を繰り返した旨述べていることから肺炎とじん肺を一体として捉えていることを裏付けるものであり、さらに、③A T Lの急性転化に感染が契機となった報告が認められることを根拠に、じん肺に伴う易感染状態がA T Lの病態を悪化させた可能性に言及している。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、①被災者のじん肺について、胸部X線写真におけるじん肺による陰影は1型であり、療養中において、じん肺認定時点と変化を認めず、死亡時まで明らかな悪化は無いと考えられる旨述べる一方、②A T Lに対してモノクロナール抗体療法が施行されたが、その後、播種性血管内凝固症候群（D I C）等が生じ、全身状態や呼吸状態が悪化して死亡したことから、被災者の死因はA T Lであり、じん肺とA T Lの間には因果関係はないと考えられる旨述べている。

ウ I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、①被災者のじん肺について、胸部のX線写真及びC T画像を詳細に検討したところ、じん肺による陰影は、じん肺管理区分決定時点から大きな変化を認めず、死亡時まで1型相当であるとし、また、②肺機能についても、平成〇年〇月〇日までは著しい肺機能障害は認められないと指摘し、その後、胸部C T画像には斑状影が出現し経過とともに増悪しており、縦隔リンパ節の腫大も同時に進行していることを指摘して、これらの変化はじん肺によるものではなく、A T Lによる肺病変であると推定し、さらに、③平成〇年〇月〇日以降の著しい肺機能障害の悪化もA T Lの肺病変の影響が考えられるとしており、④以上の経過から、被災者はA T Lの急性転化（慢性型から急性型への移行）及びその肺合併症により死亡したと考えられる旨述べている。

(4) 当審査会としては、G医師が、A T Lの急性転化に感染が契機となった報告

が認められることを根拠に、じん肺に伴う易感染状態がA T Lの病態を悪化させた可能性について言及しているところであるが、A T Lの急性転化の原因はいまだ十分に解明されていないことから、被災者のA T Lの急性転化をじん肺と関連付ける同医師の所見は採用できず、被災者の死亡原因は、じん肺症ではなく、A T L及びその肺合併症であるとする I 医師の所見が妥当であると判断する。

以上のことから、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係があるとは認められない。

- 3 以上のとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。